

総務文教常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和6年6月10日

(開会宣言 午前9:57)

委員長

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

(挨拶)

では、議長、挨拶をお願いします。

議長

(挨拶)

委員長

ありがとうございます。

町長、挨拶をお願いいたします。

町長

(挨拶)

委員長

ありがとうございます。

本日は、委員全員が出席されております。また、議長に御同席いただき、説明のため、町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求めました。なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

それでは、去る6月3日、本委員会に付託されました議案についての審議に入ります。

付託議案は会議次第に記載されているとおり、議案第36号から議案第38号及び議案第43号の4議案で、議案の説明については、6月3日の全員協議会において理事者から説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

御異議がないようですので、本委員会における審査は議案の説明を省略し、質疑から入ることにいたします。

なお、質疑においては一問一答式で行いますので、御協力をお願いします。

それでは、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

本議案について質疑はございませんか。

竹仲委員。

竹仲委員

これに関わる費用として今回7,200万円ほど確か上がっていると思うんですけども、支給自体は7,000万円ではかは経費だと思うんですけども、この経費、また終わったら戻るのに経費はか

かるんですか、ただ削除するだけなんですか、それともこのまま置いておくんですか、ソフト的な問題はどのような状況なんですか、それは分かりませんか。ソフトか何かを変更しているんですよね、これによる。単なる手数料だけではないと思うんですけども、うなずいてくれんから違うのかな。今回予算で確か7, 280万円ぐらいかかっていますよね。

委員長

会計管理者兼税務課長。

会計管理者兼税務課長

こちら予算のほうはそれぐらいかかっていますが、今回この定額減税を実施するに当たりますシステム改修費が主なものでございます。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

質問している意味が分からんみたいなのでもう一回言います。

その費用というのは、これが終わったらまた元へ戻すというシステムの費用がかかるのかどうか、それとも単純にそのまま置いておくのかどうか、こういうのはいつも何かするとシステムを変更とか出るんですけども、この費用は結構無駄じゃないけど、かかるような気がするので、この辺の今後はこれをどうする、これはまた今後のためにそのままソフトは置いておくのか、また削除する費用がかかるのか、この辺はどのような工法になっているのか、教えてください。

委員長

会計管理者兼税務課長。

会計管理者兼税務課長

すみません、システム改修費につきましては、今回定額減税、1年度限りということなので、今回用に予算を上げております。

システム改修につきましてはそのまま残しておきます、削除する費用は入っておりません。

委員長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員長

ほかに質疑がないようですので、これで議案第36号についての質疑を終わります。

次に、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本議案について質疑はございませんか。

(なしの声あり)

委員 長

質疑がないようですので、これで議案第 37 号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本議案について質疑はございませんか。

竹仲委員。

竹仲委員

非常に難しい日本語で書いてあるんですけども、これを要約すると、マイナンバーのことを言っているんですか、それでよろしいですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

御指摘のとおりです。

委員 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員 長

質疑がないようですので、これで議案第 38 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 43 号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案について質疑はございませんか。

兼田委員。

兼田委員

この特殊勤務手当に対する条例なんですけれども、これは最近、災害が多発していますからこれは非常に重要なところで、関わる人の命の部分もありますので大事なところだとは思いますが、この 3 ページ目の改正案のところの異常な自然現象、もしくは大規模な事故による重大な災害が発生し、もしくは発生するおそれがある現場において行う巡回、監視、応急作業等と書いてあるんですが、この発生するおそれがある現場というのは、これはどういう判断基準で、例えば雨量がどれだけとか、風速がどれだけとか、そういう基準があるのか、誰が判断するのか、お伺いします。

委員 長

総務課長。

総務課長　　これは、例えば震度何以上とか、そういった具体的な基準を持っているわけではありませんけれども、災害対策本部を設置いたしまして、町内の災害が起きていそうな場所を巡回したり、そういったところに手当で、避難所を設けたために応急措置が必要な場合とか、具体的な業務を判断しながら特殊な勤務があったと判断するケースにつきましてはこの特殊勤務手当の対象としたいというふうに考えております。

委員長　　兼田委員。

兼田委員　　災害対策本部で判断するというので、その基準等とか、そういうものは一切ないわけではないんですか。

委員長　　総務課長。

総務課長　　それは最終的には町長判断ということになりますけれども、そういったところの現場の実施状況を把握しながら対象にするかどうかというのを考えていきたいというふうに考えております。

委員長　　よろしいですか。

兼田委員。

兼田委員　　その辺の判断基準というのはちょっと実際問題となったら大事になってくるところではないかと思うんですよね。警報が出ている中で警報がおさまったから巡回してくる。ただ、その場合でも災害のおそれとか、土砂災害のおそれとか、非常にある場合で、そういうのを危ないからとか、その辺の基準で判断するというのは現場に派遣する職員さんもちょっとかわいそうなので、実際この手当がどうなるかとか、そういう部分が出てくるんだと思うので、もう少しはっきりした基準なり、明確なものというのはつくれないんですか。

委員長　　総務課長。

総務課長　　今回のこの特殊勤務手当というのは著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務を与えた場合ということが限定されておりますので、そういった意味でいろんな警報が出ます。そういったときに災害対策本部等を開きますので、その中で現場に行くことが危険だという判断をしたりしたときにはこれを対象にしたいというふうに考えておりますので、なるべく幅広く、幅広くというか、危険の度合いに応じて対象にしていきたいというふうには思っています。

委員長 ほかにございませんか。

山口委員。

山口委員 今回の続きなんですけれども、逆に災害対策本部で危険だ云々というのを仮に分かるとか、指示するという場合ですけど、これは巡回そこに回るの、担当の課で回るのか、それか、そういう事情といたしまししょうか、災害地においてこんなふうな状況があるよという、何度も経験者といったらおかしいですけど、災害地へ派遣されて、見て勉強しているという、そういう人のことではなくて、どっちなんですか。

委員長 総務課長。

総務課長 今回のこのケースにつきましては、町内でそういった災害のおそれがある場合につきましては職員に招集をかけます。場合によって現場を確認しながら土砂崩れの可能性の高いところとか、そういったところが大丈夫なのかという巡回に行く場合につきましても当然危険が伴うと思いますので、そういう命令を出した場合については、その職員については巡回監視の特殊勤務手当というのを交付したいというふうには思っております。

それで、過去に今までの研修とかで実績を上げた職員を対象とするという話ではなくて、全職員に招集をかけたときに、それぞれの班で役割というのがありますので、その班の役割に応じてそれを対象とするかどうかを判断したいというふうには思っております。

委員長 山口委員。

山口委員 当然経験ないというのは、初めての人は当たり前なんですけれども、正直に言いますと、被災地に行きますと、各市町村からいろいろな形で派遣されています。今回も能登半島へは何人かは行っておるんですけど、どうしてもあなたここへ行きなさいと言われると、向こうへ行って何をしたらいいかというのを、指示待ちじゃなくて、指示を一生懸命するという形なんですけど、災害地はせつかくという言い方は非常に語弊がありますが、災害地へ行くんですから、やはりその町はどういうふうな状況になっているのか、この災害にしてこんなふうになるのかということ勉強する意味での派遣の意味で、そういうことを含めて今後、そういうふうに町から行く人にこういうこともまた見てきてね、勉強してきてねというよう

なことをプラスするような形で経験者を増やしていくというのが、やはり自分のところの町が災害に遭ったときはこんな可能性があるから危ないよとか、こうした方がいいよということも考えられるんじゃないかなと思いますので、ちょっとその辺のところもまた考えられるかなということをお願いしたい。

委員 長
総務課長

総務課長。

今委員から御指摘をいただきました、被災地への派遣につきましては、多くの職員がその現場を目で見て、どういったことが町の中に必要かというのは、帰ってきたときにはちゃんと生かせるような形で、それぞれの職域に応じて職員を派遣させていただいているところではあります。

そういった職員にも当然この特殊勤務手当は交付になりますけれども、もう一つは町内でもしそういった災害が起きたときには、危険が伴うものにつきましてはそういった手当を少しでも交付をさせていただきたいということで、今回その創設を考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

委員 長

ほかにございませんか。

竹仲委員。

竹仲委員

この改正内容の（１）の①に関してなんですが、特殊性と書いてあるんですけども、こういう職務というのは例えば保育士なんかはそういうのに当たるんですか、そういうのじゃなくて、こういう職務だということがもし分かったら具体的にお願いします。

委員 長
総務課長

総務課長。

今回この①の給料の調整額の新設のことでよろしいでしょうか。ここにつきましては、職務の複雑性、困難性、または勤務の強度、勤務環境などの勤務条件が著しく特殊であるということで、その特殊性に基づき給料を加算するという事になっておりますが、今回想定しておりますのは、例えば県から市町村に派遣される職員がおります。そういった場合は、例えば主査級で来ても、美浜町の主査級の給料表ではその金額がもうないと、上限を超えているという場合につきましては、現在５級に渡らせたり、補佐級の職員として給料を与えるということをやっているんですけど、それは、本来は主査級で来ていれば、主査級の中でということで足りない分は足し

て調整をしながら交付するというのが、考えているのが1点です。

もう一つは、調整官というのを今年度設置をさせていただきました。これにつきましては行政手続規則の中で、課長補佐と参事の間の位置に属するという事で調整官を設置させていただいたんですけども、実は国の7割調整というものが働かまして、実は、補佐級と比べても7、8万円ぐらいの差が給料の中に差が出ています。また、主査級のなりたての人ぐらいの給料になっておりますので、その辺でちょっと職責と給料が合っていないんじゃないかということが1点と、民間には高齢者雇用継続給付金制度というのがあるんで、雇用保険は大体5年ぐらい入りますと、退職、定年になって再度その会社で働こうとすると前職から比べて75%未満の場合は、75%ぐらいまでに保証していただけるような、そういった調整額が交付されるという民間の制度がございます。今まではそういったケース、美浜町の役場では考えられなかったんですけど、中途採用が多くなってきますと、中途から入ってきた職員については、そういった75%までを保証されるケースがあるんですけど、ずっと役場の職員でおる場合については7割しか保証されないといった矛盾点もありますので、そういったところを若干調整できるようにということで、調整官について調整手当を交付するようしていきたいなという考え方のもとで提案をさせていただいています。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

ということは、今現状である、例えば各課とか、今の職に対しては特殊性ということでは考えていないということですね。

委員長

総務課長。

総務課長

現状の職種については考えているという話ではありません。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

あと一般的に変わったんですけど、労働勤務時間というか、超勤の時間が96時間とかそういう形で、ある程度もう働き方改革がされておるわけですけども、美浜町の場合の時間外の勤務、何もないですか、大丈夫ですか。例えば超勤をたくさんしていても、そのお金をもらわずに我慢している人がおるとか、例えば50時間と決められていたらちゃんと50時間を守られているのか、オーバーワークしていないかどうか、その辺はちゃんとした管理ができてい

かどうかを質問します。

委員長

総務課長。

総務課長

すみません、昨年度、令和5年度ですが、各職域ごとにどの職員がどれくらい勤務時間、超過勤務時間をしているかというのをずっと調べておりました。そういったところで、ある職場に固まっている場合につきましては、機構改革というのを若干やらせていただきまして、業務を分けるとか、そういった中で業務が集中しないような措置を取らせていただきました。

また、昨年度まで土日勤務で出てきた場合は通常、代休というのは与えているんですが、8週の期間内にそれを消化してしまわないと消えてしまうということがありましたので、その部分につきましては買取り制度ということで時間外勤務手当に換算してそれを買取りするということを昨年度実施をさせていただく中で、それよりも大前提として時間外勤務を減らさないといけないということで、業務の見直しをしたり、グループ制の導入をしたりして、一定の職員に仕事が集中しないような、措置を町としても考えさせていただいて実施をしているというところで、今回令和6年度はそういった体制でスタートさせていただいているということでございます。

委員長

竹仲委員。

竹仲委員

今回の条例は特殊性の方の給料というか、補填をしようということではいると思うので、今最後に質問させてもらったように、普通に今働いている職員の方の待遇もやっぱりよくしないと、どんどん辞めていく方が多くなると思いますので、その辺もしっかりと今考えていただいて、大分改善されているというふうにするんですけども、例えば病院なんかに行くと、この改善によって夜勤の勤務が睡眠している時間を省きますよとか、変な改革になっているような状況で、改革されてよくなったのか、悪くなったのか分からんというようなニュースも入っていましたので、この辺の意味で、職員にしっかりと、働くからにはしっかりとバックアップがあるような形で、しっかりと保証してあげていただきたいと。これは希望しておきますので、よろしくお願ひします。

委員長

ほかに御意見はございませんか。

副委員長。

副委員長 2の②なんですけども、改定後の手当は、100分の25を超えない範囲となっていますけども、この超えない範囲というこの理由というんですか、例えばその上の①のところは国と同じと書いていますけども、ここの表現が超えない範囲と書いています。その理由は何でこういうふうな表現になるのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 これまでは国、県の基準が100分の25を超えない範囲で管理職手当を規則で定めるということになっております。そういった中で、美浜町では100分の15という規定でちょっと国や県に比べると低い設定をしておりましたので、それを国、県に合わせて100分の25以内で、細かな金額につきましては規則で定めるということで、条例ではこの上限を定めさせていただいているということでございます。

委員長 副委員長。

副委員長 ということは、超えない範囲というのはやっぱりつけておかないと駄目やということになるんですね。国と同じでしたら、この範囲はもう要らないという解釈もあるんですけども。

委員長 総務課長。

総務課長 あくまでも条例でございますので、管理職手当ですと、美浜町の場合は参事以上につきましては100分の30以上、総務課の補佐につきましては管理職手当の対象になっておりますが、その中のいろいろ勤務設定がございますので、要件を条例で定めさせていただくということで条例等で定めさせていただいているところでございます。

委員長 副委員長。

副委員長 了解しました。

委員長 副委員長。

副委員長 次は、今の2の(2)なんですけども、手当の上限ですね、業務に従事した方は1日につき3,300円という、ちょっと細かい数字を出していますけども、これの数字の根拠というのは何から引張り出してきとるのでしょうか。一般企業との整合性を取ったとか、何かあるのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長

今回につきましては、これも最終的には規則で定めさせていただきたいと思っておりますけれども、一応参考とさせていただいておりますのは、通常は巡回、監視というのは大体700円程度のものが通常はほかの自治体でも交付されております。また、応急作業等につきましては約1,000円程度、千何百何十円という程度で定めさせていただいておりますけれども、実質国の基準の中に原子力災害等のときの手当というのがあります、それが最高3,300円という規定をされております。美浜町の場合、そういったことがあってはなりませんけれども、原子力発電所を抱えておりますので、そういった基準を最高の限度額として今回は条例で定めさせていただきたいということで、国の基準等に基づき3,300円を上限額として定めさせていただいたということでございます。

副委員長

了解しました。

委員長

ほかに御意見はございませんか。

(なしの声あり)

委員長

ほかに質疑がないようですので、これで終わりたいと思います。町長、失礼しました。

町長

御意見をいろいろいただきましたけど、特殊勤務手当を充てる場合の御質疑がございました。これはよく読んでいただくとお分かりやと思いますけど、これは重大なまず災害が発生した場合の現地調査とか、巡回とかいうのは当然この手当の対象になりますけど、おそれがあるという部分ですね、これが非常に分かりにくいというふうに捉えられたのかも分かりませんが、今よく言われております、特別警報、これまでに経験をしたことがないような雨の降り方みたいな、周知をするためのそういうことが発令をされますけれども、そういったこととか、線状降水帯とございますわね。これも非常に範囲を絞って時間的にも正確に期すような、そんな発令の仕方というのも今議論されています。それが恐らく重大な災害を引き起こす一つのおそれがある場合にも当たるのかなというふうに思っています。こういったケースにあって、職員の方々を調査、監視という形で現場に出向いてもらう場合というふうな一つの見方があるのかなというふうに思っています。これはケースバイケースになろうかな

というふうに思いますけど、我々はそういったところをにらんで重大な被害が発生する場合というふうに捉えています。

特に、作業というのはここに書いてありますが、これは我が町の土木事業者さんと災害の協定を締結させていただいております。いざというときの作業は、どちらかというところ、職員さんが出るよりも、事業者さんに協力をいただいて、その対策を取ってもらうというようなことも考えておりますので、併せて御理解をいただけるとありがたいなと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ほかに質疑がないようですので、これで議案第43号についての質疑を終わります。

以上をもって、付託されました議案の質疑を終了いたします。

それでは、各委員会等の採決の前に議員間討議の場を設けることができることと決定しております。

本委員会に付託された4件の事件に関し、討論はございませんか。

(なしの声あり)

委員長 では、ただいまから採決に入ります。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 全員賛成であります。

よって、議案第36号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第37号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第38号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第43号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第43号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の4件の審査は終わりました。

では、副委員長の閉会の挨拶をお願いします。

副委員長

(挨拶)

委員長

これで終わります。

理事者の方は、これで退席していただいて結構です。

委員の皆さんは、所管事務調査等について協議いたしますので、そのままお残りください。

(閉会宣言 午前10:31)

総務文教常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 上道 正二